



2019年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
 代 表 者 名 代表取締役社長 勝山 倫也
 (コード番号：3686 東証第一部)
 問 合 せ 先 執行役員 松本 博数
 (TEL. 03-3221-3980)

新株予約権（業績連動型新株予約権）の行使条件の変更に関するお知らせ

当社は、2019年12月25日開催の取締役会におきまして、2017年10月17日付「第19回募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ」にて公表した第19回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）行使条件の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2019年7月23日付け臨時株主総会決議により、当社の事業年度を「毎年7月1日から翌年6月30日まで」から「毎年4月1日から翌年3月31日まで」に変更したことで、決算期変更の経過期間となる当事業年度については、2019年7月1日から2020年3月31日までの9ヶ月間となっております。

それに伴い、過去に発行した本新株予約権の行使条件における指標の表記を以下のとおり「平成31年6月期及び平成32年6月期」（2018年7月1日乃至2020年6月30日）から実質的同期間である2019年6月期（2018年7月1日乃至2019年3月31日）、2020年3月期（2019年4月1日乃至2020年3月31日）及び2021年3月期における第1四半期（2020年4月1日乃至2020年6月30日）に修正させていただくことを決定いたしました。

2. 変更の内容

現行	変更後
新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、平成31年6月期及び平成32年6月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益の合計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該	新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、当社が提出した2019年6月期、2020年3月期の有価証券報告書及び2021年3月期における第1四半期の四半期報告書に記載される監査およびレビュー済みの当社損益計算書において、営業利益の合計額が次の各号に掲げる条件を満たし

<p>各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。</p> <p>(a) 平成 31 年 6 月期及び平成 32 年 6 月期の営業利益の合計額が 651 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 100%</p> <p>(b) 平成 31 年 6 月期及び平成 32 年 6 月期の営業利益の合計額が 449 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 80%</p> <p>c) 平成 31 年 6 月期及び平成 32 年 6 月期の営業利益の合計額が 247 百万円以上の場合 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 60%</p> <p>(以下略)</p>	<p>ている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。</p> <p>(a) 2019 年 6 月期、2020 年 3 月期 (2018 年 7 月 1 日乃至 2020 年 3 月 31 日) 及び 2021 年 3 月期における第 1 四半期 (2020 年 7 月 1 日乃至 2020 年 6 月 30 日) の営業利益の合計額が 651 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 100%</p> <p>(b) 2019 年 6 月期、2020 年 3 月期 (2018 年 7 月 1 日乃至 2020 年 3 月 31 日) 及び 2021 年 3 月期における第 1 四半期 (2020 年 7 月 1 日乃至 2020 年 6 月 30 日) の営業利益の合計額が 449 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 80%</p> <p>c) 2019 年 6 月期、2020 年 3 月期 (2018 年 7 月 1 日乃至 2020 年 3 月 31 日) 及び 2021 年 3 月期における第 1 四半期 (2020 年 7 月 1 日乃至 2020 年 6 月 30 日) の営業利益の合計額が 247 百万円以上の場合 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 60%</p> <p>(以下略)</p>
---	--

(変更箇所は下線部で表示)

3. 変更の効力発生日

当変更の効力発生日は2019年12月25日(水)とします。

以 上